

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（案）の概要について

1 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定の背景について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）においては、個人番号の利用及び特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいいます。）の提供を行うことのできる事務があらかじめ定められていますが、番号法で定められた以外の社会保障、税、災害対策分野に関する事務に個人番号を利用する場合（独自利用）、市の同一機関内において特定個人情報を利用する場合、また、同一地方公共団体内の機関間において特定個人情報を提供する場合には、地方公共団体の条例に定める必要があります。

このため、平成27年9月に「佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「利用条例」という。）を制定したところですが、独自利用事務等の詳細については規則に委任していることから、利用条例に基づく規則を制定しようとするものです。

なお平成27年9月の番号法の改正等に伴い、現在、利用条例の一部改正案を議会に上程しているところですが、規則案については、利用条例の改正部分についても反映した内容としており、条例案が可決された場合に当該部分も反映するものとしします。

2 規則に規定する内容について

(1) 法定事務以外の独自利用事務について

社会保障、地方税又は防災に関する事務で、番号法第9条及び別表第一に定められた事務以外で、個人番号を利用する独自利用事務について、利用条例第3条第1項に規定する別表第1において規則で定めるものとされた独自利用事務の詳細を定めます。

(2) 市の同一機関内における情報連携について

個人番号利用事務に係る同一機関内の連携情報について、利用条例第3条第2項に規定する別表第2において規則で定めるものとされた事務及び特定個人情報の詳細について定めます。

(3) 市の他の機関との特定個人情報の照会及び提供について

市の機関間における特定個人情報の提供について、利用条例第4条第1項に規定する別表第3において規則で定めるものとされた事務及び特定個人情報の詳細について定めます。

(4) 施行期日

平成28年1月1日から施行するものとします。